

健康局発注の業務委託契約案件における随意契約の結果について(特名随意契約分)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	もと南方診療所境界確定及び嘱託登記等業務委託	13 その他代行	公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会	3,358,651	R6.6.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
2	保健衛生システムにおける胃がん検診追加対応業務委託	10 情報処理	日本コンピューター株式会社	3,300,000	R6.6.18	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-

随意契約理由書

- 1 案件名称 もと南方診療所境界確定及び嘱託登記等業務委託
- 2 契約相手方 公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会
- 3 随意契約理由

本業務は、平成 18 年 11 月に公用廃止し、処分検討地として当局が所管している、もと南方診療所（以下「本件用地」という。）の売却を行うにあたり必要となる、境界確定及び嘱託登記等を行うもので、該当財産の用地の①境界確定協議、②境界標等の埋設、③各種書類の作成（境界確定図・越境図・境界確定協議書・越境物にかかる誓約書・地積測量図等）、④土地境界確定協議書の取り交わし及び越境物に係る誓約書の徴収、⑤嘱託登記等の業務がある。

本件用地については、土地の形状が特徴的なため隣接する地権者が多数存在しており、昭和 55 年の診療所建設当時より、隣接する地権者との間で境界確定協議を行っているが、地権者の一部は、建設当時から一貫して境界に不同意の意向を示しており、確定作業が長期間に渡り難航している。

本件用地を売却するためには、交渉が難航している地権者との境界確定協議を成立させるとともに、既に締結済の境界確定協議についてもそれが有効であるかの確認を併せて行い、境界を確定する必要がある。また、本件用地の境界確定にあたっては、隣接する民地同士の境界確定も必要であるほか、一部不法占拠を疑う状況への対応も必要となっている。

これら境界確定に係る業務のうち、令和 5 年度には、土地の調査（登記事項、公図、地積測量図、旧台帳等）及び世界測地系の測量を実施し、令和 6 年 3 月末に測量図が完成したところであり、令和 6 年度は、この測量図に基づき隣接する地権者と境界の確認を行い、境界を確定したうえで、地図訂正や地籍更正等の登記を行うとともに、不法占拠が疑われる事例に対しても速やかな対応を行わなければならない。

こうした難解な経緯と背景を有する本業務を的確に実行するためには、係る業務に必要な専門知識と経験を有することは元より、高度な折衝能力や調整力、当該用地に関する履歴を確実に把握している業者に業務を委託する必要がある。

大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、公共事業にともなう土地・建物の調査・測量・登記を行う専門機関であり、本件用地が所在する大阪市内に事務所を構え、土地家屋調査士会と強い連携を持って地元の社員が業務を行っている。また、日常業務を通じて、地元の地理的状況、近隣関係、地元の公図等を熟知しているとともに、組織として業務の成果内容を確認・点検するなど業務上の責任を組織として保障することのできる唯一の公益社団法人であることから、同法人と随意契約を締結するものである

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

健康局健康推進部健康施策課

(電話番号 06-6208-9940)

随意契約理由書

1 案件名称

保健衛生システムにおける胃がん検診追加対応業務委託

2 契約の相手方

日本コンピューター株式会社

3 随意契約理由

保健衛生システムは、日本コンピューター株式会社が独自の技術により開発したシステムであり、システム改修については上記業者以外では技術面の対応が不可能であり、上記業者以外が実施した場合、不具合が生じた際の責任の所在が不明になり、著しい支障がでる恐れがあることから、本件業務を委託することが対応できるのは、開発業者である日本コンピューター株式会社のみである。以上のことから、上記相手方と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康局健康推進部健康づくり課（成人保健）（電話番号 06-6208-9943）